

第2節 家庭教育への支援等の充実

1 家庭教育に関する学習機会や情報の提供

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなど、「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する上で重要な役割を果たすものである。しかし、近年の都市化、核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化などの家庭や家庭を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されている。

家庭の教育力の向上を図る上で、親が、親としての学びや経験を通じ、家庭教育についての理解を深めることが重要である。このため、地方公共団体等が、乳幼児や小・中学生を持つ親を対象として、子どもの発達段階に応じた子育て講座を開設できるよう、助成を行っている。2003（平成15）年度においては、就学時健診や保護者会など、一定の年齢の子どもを持つ親が多く集まる機会を捉えて、子育てに関する学習機会を提供した。

また、2004（平成16）年3月31日に取りまとめられた「家庭教育支援のための行政と子育て支援団体との連携の促進について」（「家庭教育支援における行政と子育て支援団体との連携についての調査研究委員会」報告）では、行政と

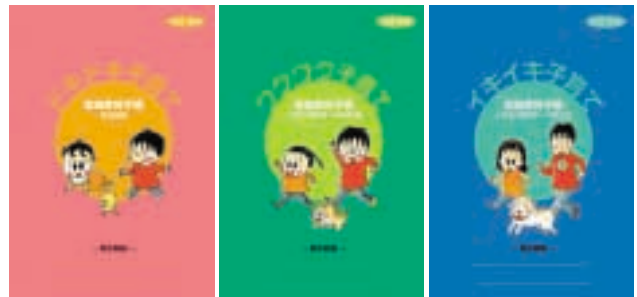
子育てサークルなどの子育て支援団体等との連携による家庭教育支援の取組の必要性やその方策が提言された。これを踏まえ、2004年度からは、行政と子育て支援団体等の様々な構成員からなる地域家庭教育推進協議会に委託し、従来から実施している子どもの発達段階に応じた子育て講座のほか、将来親となる中・高校生に対して子育てに関する理解を深める講座を開設するなど、家庭教育に関する学習機会の提供を一層充実している。

さらに、1999（平成11）年から、子育てに関する一人一人の親の身近なヒント集として、家庭教育手帳及び家庭教育ノートを配布し、子育て講座や子育てサークルの研修会など様々な機会での活用を推進してきた。2003年度からは、これまで乳幼児編と小・中学生編の2分冊であったものを、より子どもの発達段階に応じた内容とするため、「ドキドキ子育て（乳幼児編）」、「ワクワク子育て（小学生低学年から中学年編）」、「イキイキ子育て（小学生高学年から中学生編）」の3分冊に改訂し、新家庭教育手帳として、乳幼児や小・中学生を持つ親に配布している。改訂にあたっては、内容についても、児童虐待、携帯電話やパソコンの利用などに関する記述を充実した。

子育て学習講座（宮城県）



新家庭教育手帳



2 地域や社会全体で家庭教育を支える環境の整備

家庭教育力の向上を図るためには、家庭教育に関する学習機会や情報の提供とともに、地域や社会全体で家庭教育を支える環境の整備が重要である。

このため、2003（平成15）年度においては、2000（平成12）年度から取り組んできた、子育て中の親の身近な相談相手となる「子育てサポーター」の養成・配置を充実するとともに、父親の家庭教育への参加を促進するため、父親の役割を考えるフォーラム等を開催した。また、2004（平成16）年度においては、新たに「子育てサポーター」の相互連携の促進や情報交換の機会の提供など、より広域的に活動する「子育てサポーター」のリーダーを養成し、地域における相談体制の一層の充実を図っている。

さらに、2004年度においては、直接子育てに関わっていない大人等も含めて、国民一人一人が家庭教育支援の重要性について認識し、家庭教育への支援について考え、行動する機運を高めることを目的として、家庭教育に関する全国的なフォーラムを開催する。

父親のための子育て学習講座（茨城県）



第3節 子育てを支援する生活環境の整備

1 子育てバリアフリーなどを推進する

(1) 建築物等におけるバリアフリー化の推進

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号）が、1994（平成6）年9月から施行されており、建築物・施設について利用円滑化基準に適合するよう推進されている。

高齢者・身体障害者等を対象としているが、乳幼児同伴の利用者に配慮した設備等についても、高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準に沿って、促進されてきた。

例えば、乳幼児同伴の利用者が利用する建築物全般における、乳幼児用いす、乳幼児専用ベッド、授乳のためのスペース、多機能トイレの設置等があげられる。他には、建物の出口に近い位置に妊婦や乳幼児同伴の利用者が利用できる駐車施設の確保や通路への手すりの設置、劇場等の客席・観覧席における乳幼児同伴の利用

者のための区画された観覧室の設置などがある。

(2) 公共交通機関のバリアフリー化

高齢者、身体障害者などが、自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を目指し、2000（平成12）年11月、公共交通機関を利用する身体障害者等の移動に関する身体の負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性の向上を促進することを目的とする「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号、以下「交通バリアフリー法」という）が施行され、施行と同日に、交通バリアフリー法に基づき、移動円滑化の意義・目標、公共交通事業者等が講ずべき措置、市町村が作成する基本構想の指針等を定める「移動円滑化の促進に関する基本方針」（平成12年国家公安委員会・運輸省・建設省・自治省告示第1号）が